

## 児童扶養手当法施行規則の一部を改正する内閣府令について（概要）

こども家庭庁支援局家庭福祉課

### 改正趣旨・概要

- 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）上の扶養控除の取扱いに関し、控除対象扶養親族に国内居住要件が設けられたことを踏まえ、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 259 号）において、児童扶養手当に係る所得限度額の算定において勘案する扶養親族等について、30 歳以上 70 歳未満の扶養親族のうち、所得税法に規定する控除対象扶養親族でないものについては、所得限度額の加算を行わないこととした。
- これに伴い、児童扶養手当の支給認定の請求等に際して必要となる提出書類等を規定する児童扶養手当法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 51 号）においても、扶養親族の範囲の見直しを行う改正を行うこととした。
- ※ 本件は、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い当然必要とされる規定の整理を行うものであり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見公募手続は実施しないこととした。

### 2. 根拠条項

児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 32 条

### 3. 施行期日等

公 布 日：令和 6 年 10 月 30 日

施行期日：令和 6 年 11 月 1 日